第四十条の見出し中「後見人登記」を「未成年後見人登記」に改め、同条第一項第一号中「後見人の氏名」を「未成年後見人の氏名」に改め、「並びに当該後見人が未成年後見人又は成年後見人のいずれであるかの別」を削り、同項第二号中「被後見人」を「未成年被後見人」に改め、同項第五号中「、又は数人の成年後見人が共同してその権限を行使すべきことが定められたとき」を削り、同項第七号及び同条第二項中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第四十一条第一項中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条第二項後段を削り、同条第三項中「後見人の」を「未成年後見人の」に、「新後見人」を「新未成年後見人」に改める。

第四十二条第一項第一号及び第二号中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同項第三号並びに同条第二項及び第四項中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条第五項中「、成年被後見人について後見開始の審判が取り消されたこと又は後見人」を「又は未成年後見人」に改める。

（老人福祉法の一部改正）

第二十条　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項」を「第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項若しくは第三項又は第十一条第一項」に改める。

第三十二条の二の見出し中「後見等」を「補助」に改め、同条第一項中「後見、保佐及び」を削り、「後見等」を「この条において単に「補助」に、「後見等の」を「補助の」に改め、同条第二項中「後見等」を「補助」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第二十一条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十九号(一)ハ中「後見人登記」を「未成年後見人登記」に改める。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第二十二条　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二九の項の次に次のように加える。

二九の二	家事事件手続法別表第一の一の項に掲げる事項についての審判の申立て	三千三百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千九百円）

別表第一の三〇の項中「十七の項、三十六の項、」を削り、同項の次に次のように加える。

三〇の二	家事事件手続法別表第一の四の項、七の項、九の項から十二の項まで、十五の項、十六の項、十八の項、百十一の項、百二十の項、百二十一の項又は百二十一の項に掲げる事項についての審判の申立て	二千三百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、千九百円）
三〇の三	家事事件手続法別表第一の二十三の項に掲げる事項についての審判の申立て	二千百円

別表第一の三一の項中「一の項から八の項まで、十八の項、二十の項から二十四の項まで、二十六の項から二十八の項まで、三十二の項、三十三の項、三十七の項、三十九の項から四十三の項まで、四十五の項から四十七の項まで、五十一の項、五十二の項」を「二の項、五の項、六の項、八の項、十四の項、十七の項」に、「から五十八の項まで」を「、五十七の項、五十八の項」に、「百十一の項から百十四の項まで、百十六の項、百十七の項、百二十の項、百二十一の項」を「百十五の項」に改め、同表の三二の項中「十二の二の項、」を削り、同表の三三の項中「十二の項、十四の項、十五の項、十九の項」を「三の項、二十一の項」に、「三十四の項、三十八の項、四十四の項、五十三の項」を「五十七の二の項」に改め、「百十の項」の下に「、百十九の項」を加え、同表の三四の項中「九の項、十一の項、十三の項、十六の項、十六の二の項、三十の項、三十一の項、三十五の項、四十九の項、五十の項、五十四の項」を「二十の項、二十二の項、二十四の項、二十六の項、二十七の項」に、「百十九の項」を「百十八の項」に改める。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正）

第二十三条　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「から第三項まで」を「若しくは第二項」に改める。

第十九条第一項中「から第三項まで」を「及び第二項、第七条の二」に改める。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正）

第二十四条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項中「、第八条」を「から第八条まで」に改める。

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律等の一部改正）

第二十五条　次に掲げる法律の規定中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改める。

一　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第六条第二号

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第五項

三　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十六条第二項

（民事訴訟法の一部改正）

第二十六条　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第三号中「後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人」を「未成年後見人、未成年後見監督人」に改める。

第二十八条中「訴訟無能力者」を「訴訟能力を欠く者」に改める。

第三十一条の見出し中「未成年者及び成年被後見人」を「未成年者等」に改め、同条中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改める。

第三十二条の見出し中「被保佐人、被補助人」を「補助開始の審判を受けた者」に、「後見人」を「未成年後見人」に改め、「、保佐人若しくは保佐監督人」を削り、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同条第二項中「被保佐人、被補助人又は後見人」を「補助開始の審判を受けた者又は未成年後見人」に改める。

第三十五条第一項を次のように改める。

裁判長は、未成年者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者について、法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、民事訴訟に関する手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより、特別代理人を選任することができる。

第三十五条第三項中「後見人」を「未成年後見人又は特定補助人」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいてする。

第四十条第四項中「被保佐人若しくは被補助人」を「補助開始の審判を受けた者」に、「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第九十九条の見出し中「訴訟無能力者等」を「訴訟能力を欠く者等」に改め、同条第一項中「訴訟無能力者」を「訴訟能力を欠く者」に改める。